

北いわて広域観光推進業務

業務仕様書

平成 30 年 6 月

岩 手 県

この「業務仕様書」（以下「仕様書」という。）は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「北いわて広域観光推進業務」（以下「本業務」という。）に係る受託候補者の選定に関して、県が、契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する本業務の概要や仕様を明らかにし、企画コンペに参加しようとする者（以下「参加者」という。）の提案に具体的な指針を示すものであること。

1 本業務の概要

(1) 目的

県北圏域における広域観光の推進を図るため、地域をよく知る者ならではの視点による観光情報の発信や、八戸圏域等の周辺地域と連携した観光振興の取組により、県北圏域の観光目的地としての知名度を高め、他地域からの誘客促進を図るもの。

(2) 業務の名称等

ア 業務の名称及び数量

北いわて広域観光推進業務 一式

イ 業務の内容

- ・ 盛岡圏域及び八戸圏域における観光PRの実施（各1回）
- ・ 旅行パンフレットへの情報掲載（1回以上）
- ・ その他、業務目的を達成するための企画提案（任意）

(3) 委託期間

委託契約締結の日から平成30年12月28日まで。

(4) 委託予定額

1,987千円 以内（税込）※催事出展料を含む

2 業務の仕様に関する事項

(1) 提案内容

県北圏域と八戸圏域が一体感のある観光目的地であることを観光客に印象付け、周遊型観光を促進するための観光PRの実施内容について企画提案すること。

(2) 仕様等

ア 共通事項

- (ア) 企画提案書は5部提出すること。
- (イ) 提出する企画提案は各者1案までとし、提案書提出後の追加、修正は原則認められない。
ただし、提案内容に影響を与えない軽微な修正である場合は、参加者から申告を受けたうえでこれを認めることがあること。
- (ウ) 企画提案書は、A4版とし、左綴じにまとめること。
- (エ) 企画提案書には次の資料も添付すること。
 - ① 本業務の実施に要する費用の内訳を明らかにした費用積算内訳書
※ 費用積算内訳書については、積算した金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって積算額とするため、コンペ参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、積算した金額の100分の108に相当する金額を費用積算内訳書に記載すること。
 - ② 会社の概要書（名称、所在地、代表者氏名、主な実績）
 - ③ 事業全体のスケジュール、実施体制（任意様式）
- (オ) 企画提案に当たり、記事、写真、イラスト等を使用する場合は、提案者がその所有者、保

有者等から承諾を得ること。

- (カ) 決定した制作物に関する著作権は県に帰属する。
- (キ) 審査の結果、委託予定業者として選定された者は、契約締結後に、県との間で協議・調整を行ったうえで、観光PR等を実施すること。
なお、その際、企画コンペにおいて提案した企画案の実現が著しく困難となった場合、または企画を大幅に変更せざるを得なくなった場合は、選定を取り消す（契約を解除する）ことがある。
- (ク) 地域をよく知る者ならでの視点で、県北圏域の情報発信を行うこと。特に、東日本大震災により被災した観光資源の再生や宮古一室蘭間フェリーの就航、三陸沿岸道路整備等の交通環境の変化、新たな誘客の取組など、当圏域全体の復興に係る情報やイベント実施に係る情報を適時適切に把握のうえ事業を実施のこと。
- (ケ) 事業実施にあたっては、管内の観光関係者が実施する事業と連動させて実施するなどにより、効果的な情報発信を行うこと。

イ 盛岡圏域及び八戸圏域での観光PRに係る事項

- (ア) 観光PRはそれぞれ2日間行うものとし、時間は概ね午前10時から午後16時を想定するもの。
- (イ) 効果的な観光PRに必要な集客が見込める場所やイベント等において実施すること（地域の祭事やテレビ局主催のイベント、駅や観光施設といった人の往来が多い場所等）。
- (ウ) 岩手県北圏域及び八戸市等八戸圏域の観光関係者と連携し、両地域が一体感のある観光目的地であることを観光客に印象付け、周遊型観光の促進につながるPRを行うこと。
- (エ) 観光PRの実施にあたっては、パンフレット等を配付するほか、ブースの設営を行う等、来訪者の関心を惹きつけ、県北・八戸圏域の魅力が効果的に伝わるよう工夫すること。
- (オ) 観光PR全体の運営管理のため、全体管理者を1名以上配置すること。
- (カ) PR効果を高めるための内容（体験プログラムの実演等）を実施することができる者を含めて、スタッフを3名以上配置すること。
- (キ) イベント等の参加にあたって、参加負担金等が必要な場合には、負担金も計上すること。
- (ク) PRを実施する会場までのパンフレット類の輸送経費を計上すること。
- (ケ) 事業効果を検証するため、来場者に対するアンケートを実施することとし、アンケート用紙の作成及び分析を行い、実績報告書において報告すること。
- (コ) 事業の実施結果について取りまとめを行い、実績報告書を提出すること。

ウ 旅行パンフレットへの情報掲載に係る事項

- (ア) 八戸圏域及び県北圏域を対象とする旅行商品が掲載された旅行パンフレット等の広告媒体を対象に、県北圏域の誘客に資する観光情報を掲載すること（1回以上）。
- (イ) 掲載料等の費用が必要な場合には、その費用についても計上すること。

3 契約に関する条件

(1) 再委託等の制限

- ア 受託者は、本業務の全部又は本業務の企画若しくは制作等のうち監理業務部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならないこと。
- イ 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができるが、その際は事前に、再委託の内容、

再委託先（商号又は名称）、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を県に対して文書で報告しなければならない。

(2) 再委託の相手方

受託者は、上記「(1) 再委託等の制限」②により本業務の一部を第三者に委託する場合は、その相手方を、岩手県内に主たる営業所を有する者の中から選定するように努めなければならない。やむを得ず、県外に主たる営業所を有する者に委託する場合は、県に対してその理由を明示しなければならない。

(3) 業務履行に係る関係人に関する措置要求

ア 県は、本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

イ 県は、上記「(1) 再委託等の制限」②により受託者から委託を受けた者で本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

ウ 受託者は、上記①、②による請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を講じ、その結果を、請求を受けた日から 10 日以内に、県に対して文書により通知しなければならない。

(4) 権利の帰属等

本業務の実施により制作された成果物及び資料又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、原則として委託料の支払いの完了をもって受託者から県に移転することとするが、その詳細については、県及び受託者間で協議の上、別途契約書により定める。

(5) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後も同様とする。

(6) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護条例（平成 13 年 3 月 30 日岩手県条例第 7 号）を遵守しなければならない。